

ゆ い ち く か っ せ い か け い か く
由比地区活性化計画

静岡市

平成22年5月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	由比地区活性化計画	市町村名	静岡市	地区名	由比地区	計画期間	平成22年度～平成24年度
都道府県名	静岡県						

目 標

由比地区では、日本で唯一行われているサクラエビ漁業の他、シラス船びき網漁業、定置網漁業が行われており、水揚げされる水産物を利用し、シラスの釜揚げ加工体験、アジ等の魚類を利用した捌き方教室を実施し、生産者自らが魚食普及を図るとともに、都市住民と積極的な交流を展開する。交流人口5,783人(H19・1,675人、H20・2,068人、H21・2,040人)から、12,439人(H22・3,439人、H23・4,000人、H24・5,000人)に増加させる。

目標設定の考え方

地区の概要：

由比地区(旧由比町)は平成20年11月1日廃置分合により静岡市になった。由比地区は駿河湾の深奥部、静岡県の中央部に位置し、南側は駿河湾、北部後方側は急峻な山間部となっている。地区の人口は平成21年9月30日現在で9,259人、2,975世帯、地区の面積は2,303ha、漁業就業者数はシラスやサクラエビ加工を含む水産加工就業者を含めると、全就業者数の40%を占め、食糧品製造業出荷額は233億円であり、地区全体の製造品出荷額は265億円で88%を占め漁業関連産業は重要な産業と位置づけられている。また、現在、漁協では、漁港を訪れる観光客に特産品であるサクラエビのかき揚げを提供する「浜のかきあげや」というテイクアウトショップや特産物の直売店を経営するとともに、都市部の小学校から漁業体験の受入れなど都市部との交流活動も積極的に力を入れている。このことで、地区内の観光施設や街並みの散策をかねて漁港に来訪する観光客も多く、漁業・漁港が地区全体の活性化にも大きく寄与している。

現状と課題

由比地区は日本国内で最もサクラエビが水揚げされる由比漁港がある地区として、全国に知られている。そうした中、周年を通して水揚げされている定置網漁業で漁獲される魚類等は魚価も低く、大量に漁獲された時などにおいては、まだ有効利用されていない状況にある。また、シラス船びき網漁業で漁獲されるシラスにおいては、釜揚げ、ちりめん干し、板干し等に加工されているが、近年、魚離れによる消費の低迷が進んでいる。そのため、定置網漁業で漁獲される魚の利用普及、シラス加工品の消費拡大を、漁業者自らが若年層及び主婦層に、直に普及啓蒙することが急務となっており、そういった機会を増やすために、都市との交流人口の増大を図る必要がある。

今後の展開方向等

由比地区では、現在、平成22年度～平成23年度の2ヶ年で由比港漁業協同組合が事業主体で荷さばき施設の整備を計画しており、体験施設を合築で整備し、漁業者と漁協青壮年部、漁協婦人部の協力のもと、体験学習事業を展開し、都市部の小学校等の修学旅行を積極的に受け入れ、交流人口の増大を図りつつ、あわせて魚食普及を行うとともに、地元主婦層への魚料理教室を実施するなど、地域の活性化を図る。

なお、活性化計画最終年度の翌年には、由比地区の交流人口の増加について目標達成状況を検証する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
静岡市	由比地区	農林漁業体験施設(体験講習室及び体験実習施設)	由比港漁業協同組合	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

	該当なし	
--	-------------	--

3 活性化計画の区域

由比地区(静岡県静岡市)	区域面積	2,303ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該地区の一次産業就業人口は474人で就業者人口5,170人に占める割合は9.17%、漁業従事者数は159人で就業者人口5,170人に占める割合は3.08%、一次産業就業人口474人に占める割合は33.54%となっており、当該地区の一次産業における漁業は重要な産業となっている。また、当該地区は由比漁港とともに発展してきた地域である。		
②法第3条第2号関係： 当該地区人口は0.4%減(H12・10,013人、H17・9,600人:国勢調査)となっており、高齢化率は30.3%で静岡市23.6%と比較して高齢化が進んでおり、都市住民との地域間交流を進めることにより、地域の活性化を図る必要がある。		
③法第3条第3号関係： 当該地区の人口密度は402人/km ² で、静岡市の人口密度509人/km ² と比較して人口密度が低い地域である。また、当該区域は漁港漁場整備法に基づき指定された由比漁港(第2種漁港)の背後集落及び漁業センサスの対象となる集落である。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
該当なし													

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等	<div data-bbox="913 708 1554 858" style="border: 1px solid black; padding: 10px; font-size: 2em; font-weight: bold;">該当なし</div>	
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標は、体験交流人口を5,783人から12,439人に増加することとしており、計画最終年度の翌年6月までに実施主体である「由比港漁業協同組合」より実績報告書を求め、体験交流人口について計画主体の静岡市が検証を行う。